

小型船舶操縦者の遵守事項

(船舶職員及び小型船舶操縦士法)

◆ 遵守事項とは

※ 詳しくは国土交通省海事局
ホームページで！



酒酔い等操縦の禁止



有資格者による自己操縦



危険操縦の禁止



発航前の検査の実施



適切な見張りの
実施



救命胴衣等の
着用義務



事故時の対応

◆ 違反すると

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
○ 酒酔い等操縦 ○ 自己操縦義務違反 ○ 危険操縦 ○ 見張りの実施義務違反	3 点	6 点
○ 救命胴衣着用義務違反 ○ 発航前の検査義務違反	2 点	5 点

◆ 行政処分(累積違反点数)

処分区分表		過去 1 年 以内の違反累積点数			
		3 点	4 点	5 点	6 点
過去 3 年 以内の処分 前歴	無	(処分の対象外)		業務停止 1 月	業務停止 2 月
	有	業務停止 3 月	業務停止 4 月	業務停止 5 月	業務停止 6 月

◆ 再教育講習

再教育講習を受講すると違反累積点数から 2 点減ぜられます。